要望書

再び社会を混乱に陥れる

「新型インフルエンザ特措法」は廃案に

NPO 法人医薬ビジランスセンター(薬のチェック)

代表 浜 六郎 〒543-0002 大阪市天王寺区上汐3-2-17 902 TEL 06-6771-6345 FAX 06-6771-6347 gec00724@nigty.com.

新型インフルエンザ等対策特別措置法(新型インフルエンザ特措法)が2012年3月9日、国会に上程され、3月30日、わずか5時間の審議の後衆議院可決されました。本日4月10日から参議院で審議され、12日(木曜日)には採決される予定と聞きます。

人々が新型インフルエンザに恐怖を覚えるのは、1918年スペインかぜで多数の若年者が死亡したからですが、その現象は医原性(アスピリン過剰使用)でした。また一般に、新形のインフルエンザは季節性インフルエンザよりも軽く、「新型インフルエンザ」自体に対する恐れは杞憂です。実際、2009A/H1N1インフルエンザは季節性インフルエンザよりはるかに軽症でした。それにもかかわらず、日本の行政当局や関連学会は、水際作戦や無効なワクチンの大量購入など、過剰な対応を採って社会を混乱に陥れました。インフルエンザには医科学に基づいた感染症対策が求められ、危機管理の施策は合理的な国際基準に則らなければなりません。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(特措法)は 2009A/H1N1 インフルエンザに対する対処の反省に基づいていると称していますが、その目標とは逆に、同じ混乱を再び引き起こそうとするものです。

詳細は、別添論文参照(著者は、当センターの副理事長および理事長です)

当センターは、参議院において審議が予定されている「新型インフルエンザ特措法」に反対し、その廃案を求めます。関係各位には、この「特措法」が廃案となるよう、働きかけ、国会で反対投票をされるよう、求めます。

当センターのホームページ http://www.npojip.org に別添論文を掲載しております。